

八代市

空き家対策

八代市×株式会社サイネックス

所有する
空き家を
どうにかしたい

管理するのに
お金も手間も
かかり
そうだし

手続きとか
難しそうね

空き家を
適切に管理する
方法を
教えます
にゃ〜!🐾

空き家リポーター
「りのにゃ〜」



解体のこと

専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)

所有者

解体業者等



① まずは解体業者に相談
見積り依頼を行います



② 物件調査 ③ 見積り
現地調査します 調査結果に基づき、
見積書を作成します



④ 解体工事契約の締結
見積金額や内容を確認し
契約します



⑤ 工事準備
施行計画や近隣対策などを行います



⑥ 建物内残存物の整理や処分
電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具など
の移動や処分



⑦ 近隣への挨拶
騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に
挨拶されるとよいでしょう。(解体業者が
代行される場合もあります)



⑧ 解体
工事完了。現地確認し、工事
代金を支払います。



解体した建物は、滅失登記をしましょう

広告

■解体の事なら全てお任せ!

— 見積無料 —

(有) 岡崎工業

☎ 0965-33-1967

FAX 0965-32-3028

八代市郡築七番町 2-1 okazaki-kogyo@magma.jp

●産業廃棄物の処分はトータルで安心施工
★廃棄物(不要物)等の収集・処分も
当社にお任せ下さい!



総合建設業

五徳創建株式会社

熊本県知事(特-3)第8307号

◆土木工事 ◆建築工事 ◆空調設備工事
◆総合解体工事 ◆重機土工事 ◆上下水道工事
◆給排水設備工事

解体から新築まで
お気軽にご相談下さい!

〒866-0051

熊本県八代市麦島東町10-16

TEL.0965-35-3366

FAX.0965-35-3367



総合解体業・産廃中間処分場・総合建設業

大 株式会社 三大

SANDAI

代表取締役 太江田 和行

本社 〒869-4221 熊本県八代市鏡町宝出 1021-14

TEL 0965-53-9998

FAX 0965-53-9997

DAI 株式会社 大

産業廃棄物処理業・産業廃棄物収集運搬業
代表取締役 永田 智彦

〒869-5163 熊本県八代市三江湖町 180-1

TEL(0965)37-8181 FAX(0965)37-8182

E-mail:tomohiko.n0666@gmail.com

【営業種目】

◆産業廃棄物中間処理業 / 許可番号第 04320167127 号
◆産業廃棄物収集運搬業 / 許可番号第 04300167127 号
佐賀・大分・福岡・宮崎・鹿児島・和歌山
東京・神奈川・兵庫・静岡・岐阜・愛知
三重・広島・山口
◆リサイクル事業 ◆解体業 ◆土木一式

もくじ | Contents |



- 「空き家」
放置していませんか？ …… 2
- 空き家について
考えてみましょう！ …… 4
- 空き家にしないためには … 6
- 空き家を所有
することになったら …… 7
- 空き家を管理
する場合には …… 8
- 空き家を管理
できない場合には …… 10
- 八代市の空き家対策
事業について …… 12
- 我が家の「終活」について
考えよう …… 14



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

八代市 空き家対策

令和5年6月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

発行	制作	広告販売
八代市／サイネックス	株式会社サイネックス 〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15 TEL.06-6766-3333(大代表)	株式会社サイネックス 熊本支店 〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24 TEL.096-362-9796

※掲載している広告は、令和5年5月1日現在の情報です。

広告

オフィスK
田添行政書士事務所

土地 建物 アパート
売買 賃貸 仲介

相続・遺言
各種許認可

(社)全国宅建業保障協会会員
熊本県知事免許(2)第4938号

お気軽にご相談下さい。

八代市鏡町内田 521-3
TEL **0965-62-8558**
FAX 0965-62-8559

メテックは **不動産売買専門店** です
「実家が空き家になっているんだけど…」
「農地を売りたいんだけど…」
と不動産でお悩みの方。お気軽にご相談下さい
買取にも力を入れています！

安心の土地・建物・不動産の売買専門店

八代市空き家バンク登録業者

有限会社 **メテック**
八代市千丁町新牟田 74-1
☒ arita@matk.jp
お問合せはお気軽に!!

ホームページ マップ
TEL. **0965-46-0316**

「空き家」放置していませんか？

空き家とは …家主の不在が常態化しており、住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

🏠 どうして…空き家放置のリスク

市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「八代市空家等対策計画」および「八代市空家等の適正な管理に関する条例」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



広 告

豊かな未来へ…
Showa Industrial Group

特定建設業 **昭和工業株式会社** 《見積無料》

URL: <http://showa-group.jp>
八代市古閑浜町3448-29 TEL.0965-33-4669
E-mail: info@showa-group.jp

昭和工業HP

©2019 熊本県くまもと県政SDG推進事務局



その他にも…



景観悪化や苦情

長時間の放置は、街並の調和を乱し近隣に迷惑をかける恐れがあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、適正な管理は欠かせません。



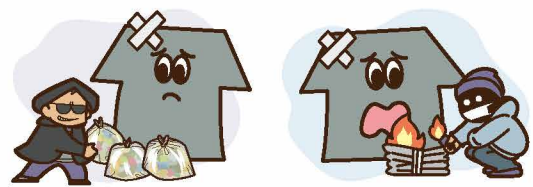
悪質な



犯罪の誘発

放火による火災や不法侵入・不法投棄などが懸念されます。

また、空き家出火の原因は、ほとんどが放火によるものと言われています。



管理不全な空き家の問題点と解決方法

①不審者が侵入する

不審者が侵入することで、犯罪の温床となってしまうたり、建物に放火されてしまうといった危険があります。玄関や窓の施錠の確認など定期的な見回りが必要です。

②ゴミを捨てられる

ゴミを捨てられることにより異臭が発生し、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。定期的な見回りが必要です。

③動物や害虫のすみかになる

動物や害虫がすみつく、建物にはシロアリなどの被害が出たり、動物の糞や死骸などにより、周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。玄関や窓の確認、敷地内の管理などの定期的な見回りが必要です。

④屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人などにケガをさせてしまう

老朽化による建物の倒壊、建材などの飛散

建材が風などで落下し、周辺の建物や通行人等にケガをさせてしまうと、損害賠償を請求される恐れがあります。定期的な見回りを行い、破損等を発見した場合には、補修をするなど適切な管理が必要です。



⑤樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出し、通行などの障害となっている

隣地へ樹木などがはみ出すと、周辺住民へ迷惑をかけてしまったり、道路へはみ出すと見通しが悪くなるなど、通行へ支障をきたしてしまうおそれがあります。定期的な見回りを行い、特に樹木が成長する夏の時期は、手入れをするなどの適切な管理が必要です。

広告

 有限会社COZY



一級建築士事務所 熊本県知事登録 第3572号

宅地建物取引業者 熊本県知事(4)第4404号

866-0895 熊本県八代市大村町 541-1

TEL 0965-45-9150 MAIL info@cozy-sumai.jp



解体工事・土木工事

鉄骨工事(葺・鍛冶・解体)

熊本県知事許可(般-4)第19660号

株式会社 尚和

〒869-4225 熊本県八代市鏡町北新地 929-2

TEL 0965-45-5242

FAX 0965-45-5241

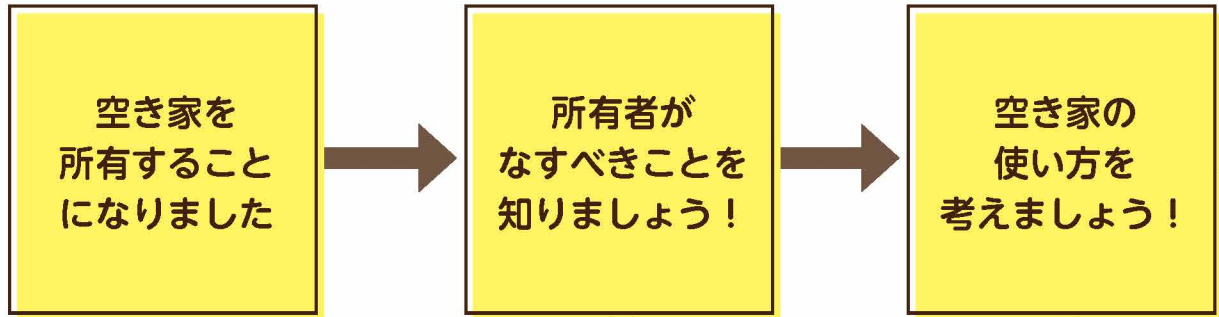
✉ costante0213@gmail.com

空き家について考えてみましょう！



空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは
何ですか？



知らないことが多いわ！



**空き家の所有者には
管理責任があります！**

空き家を放置し続けると倒壊、火災等の危険性や防犯、衛生上の課題も生じます。

空き家の所有者には法的にも管理責任があります。

P2、3参照

**家財処分、相続、
税金等について
知りましょう！**

空き家の使い方を決める前に、家財の処分、相続手続き、所有及び売却に関わる税金等について理解を深めることが重要です。

広告

総合解体工事

ビル解体・鉄骨解体・家屋解体・RC解体・はつり工事
木くずリサイクル・中間処理

熊本県知事 許可第 15115 号



株式会社 **吉田開発**

代表取締役 吉田 信幸

見積り無料県内全般！ まずはお電話下さい。

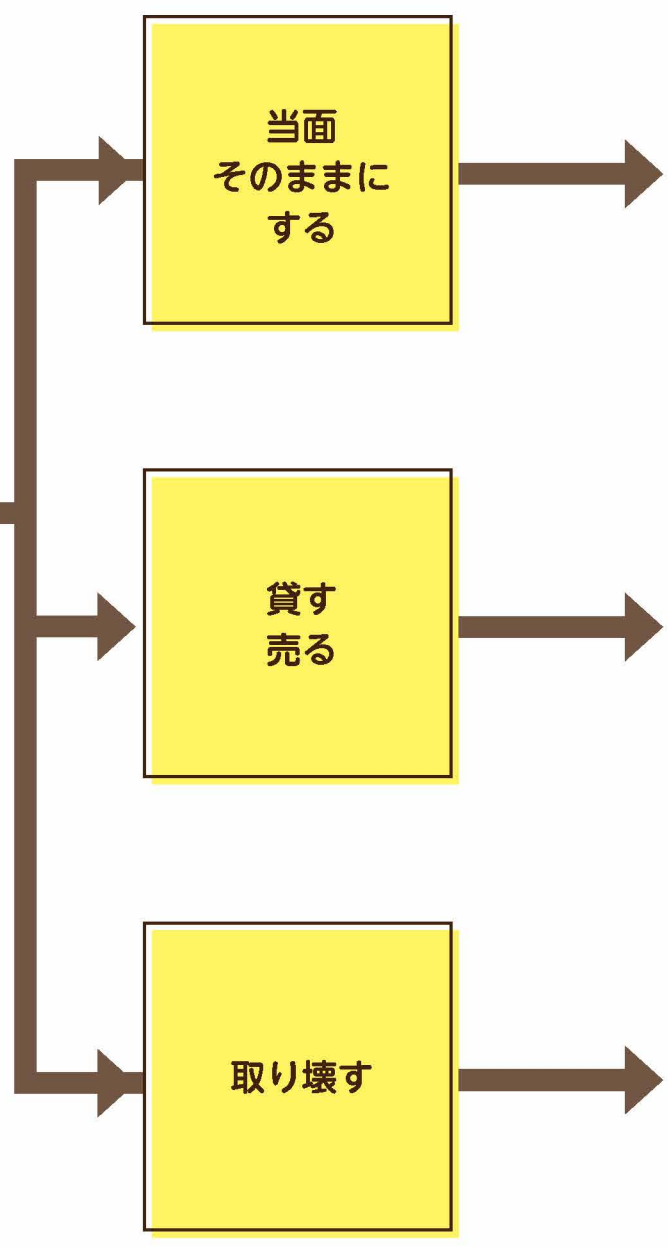
(八代支店) 八代市鏡町鏡 548-1

(本社) 熊本市南区城南町さんさん1丁目 10-7

☎52-5262 FAX52-5263

☎(0964)28-1600 FAX(0964)28-1601





適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。

P8,9参照

有効に活用しましょう!

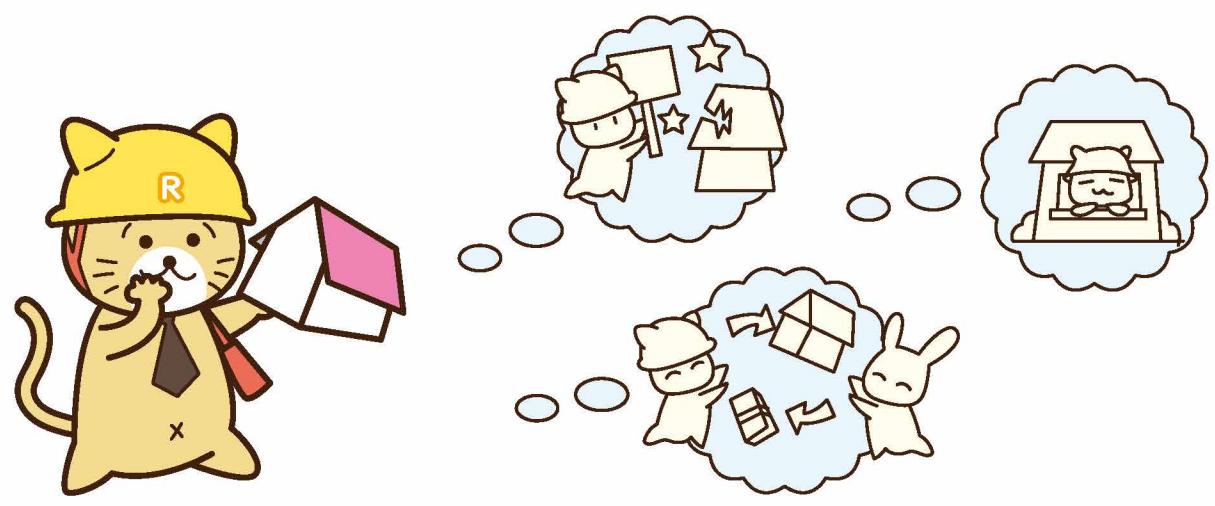
空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。
併せて、改修や契約について考えることが重要です。

P12参照

壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しをご検討ください。

P13参照



空き家にしないためには

どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

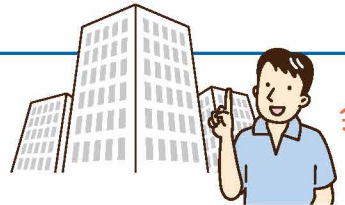


🏠 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。

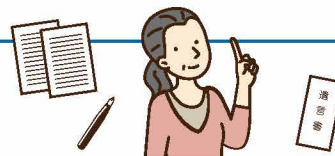
不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



🏠 意思表示をしておこう。

誰に家を引き継いでもらいたい意思表示をしておきましょう。残された家族が相続で悩んだり、争うことがないように、家族と話し合いを進めておきましょう。

また、相続人がいない場合には、遺言書によりお世話になった人へ資産を遺すことも可能です。



🏠 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。



空き家等に関する相談への対応

八代市では、令和2年3月に策定した「八代市空家等対策計画」と令和3年4月施行の「八代市空家等の適正な管理に関する条例」に基づき、『空家等の適切な管理の推進』及び『空家等の活用の促進』に取り組んでいます。

管理不全の空家等の相談内容は多岐にわたることから、庁内の関係課と連携・情報共有を行い、対応方法について協議しています。

また、空き家の利活用に関する相談については、空き家を必要としている方々へのマッチングを行うため、空き家バンク制度への登録を促しています。

相談窓口 住宅課 空家対策係 TEL 0965-33-4122

広告

ISO9001 認証取得



認定支援機関

株式会社インフォミックス 穴倉 渉 税理士事務所

税理士・TKC 会員・事業承継士 穴倉 渉・藤山 久寿・松田 文秋・岩根 佳輝

お気軽にご相談ください

税務、会計、決算、申告業務

経営改善、経営力強化

資金調達、企業再生

相続対策、事業承継、M & A

独立開業、法人設立

自社株評価、ISO 取得支援

社会福祉・医療・公益法人

など

TEL (0965)33-3521 FAX 0965-33-3523

〒866-0866 熊本県八代市鷹辻町5-25

ホームページ <http://www.sisikura-oda.jp>



空き家を所有することになったら

相続登記をしよう。

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

手順①



必要な情報を収集しよう。

- ・固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得→各市町村にて
- ・相続人確定のための戸籍を取得→本籍地の市町村にて
- ・空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

手順③



申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

手順②



相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行いますが、遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。

手順④



法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

相続はどうなるの?(法定相続について)

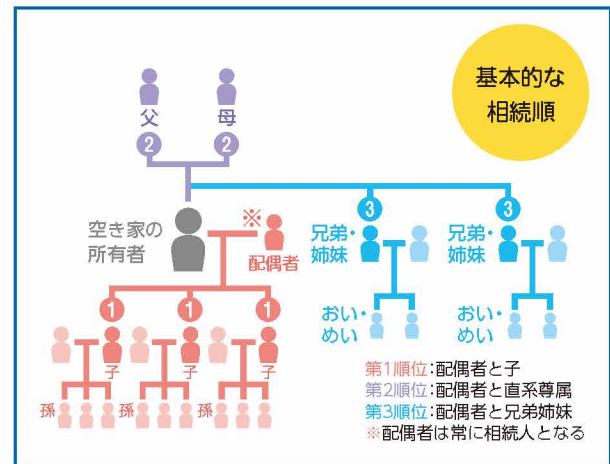
基本的な相続の順番は、右図のようになります(法定相続)。

遺産は、先ず第1順位の相続人に相続権があり、子がいない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

- ・相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ・遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。



広告

【営業内容】
法人、個人企業の記帳代行
決算及申告書作成
相続対策、経営相談

松岡信寛税理士事務所
マツオカ経営計算センター(有)

税務・会計・経営のコンサルタント

税理士 松岡 信寛

八代市 黄金町9-12 TEL 0965-32-8841
FAX 0965-32-8856

悩む前にまずご相談下さい!

相続

土地や建物、その他の財産を相続したときの手続き
●相続により引き継がれた財産(不動産)の名義を変更

■不動産・会社登記 ■裁判手続き ■遺言 ■成年後見

tsuji司法書士法人
不動産、会社等の登記、各種法律相談

お問合せ先
未処理放棄登記などの問題は
お任せください!

0965-62-8586
八代市田中西町5-7-2(臨港線田中町交番隣り)
e-mail:masato@tsujioffice.com

司法書士 辻 将人

空き家を管理する場合には

近隣に迷惑をかけないようにしよう。



空き家は定期的な点検と管理が大切です!

人が出入りし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

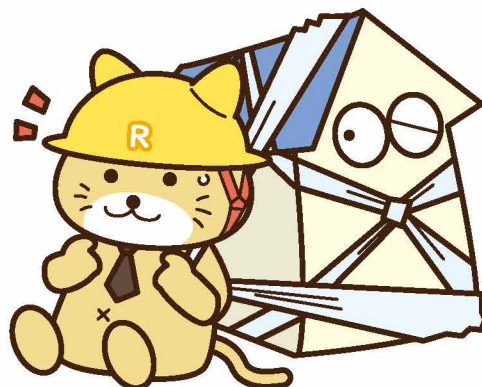
また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 換気扇の運転	建物を傷めないためには、 できるだけ頻繁に行いま しょう
	通水(3分程度)	各蛇口の通水 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよ う念入りに行いましょう
	敷地内清掃	敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	草取り、越境している枝やツルの剪定 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	大雨や台風、地震のあとは 必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	
	設備の傷み	水漏れなどがいないかチェック	

※点検は次頁のチェックシートも参考にしてください。



～空き家の管理で困ってらっしゃいませんか？～ 八代市空き家管理事業者紹介制度のご案内



八代の実家が
空き家になったけど…
遠いなあ
誰かいないかなあ？



庭木が茂ったかも…
でも手入れが大変！
どうしたら
いいかしら？

★八代市では、空き家の管理でお困りの所有者へ、空き家の管理を代行する事業者の情報を提供しております。登録事業者の名簿は、市のホームページでご確認ください。
<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00318508/index.html>



八代市空き家管理
事業者名簿

★空き家の管理は持ち主の責務(空家等対策の推進に関する特別措置法第3条)です。ご自身での管理が難しい場合は、事業者に依頼することも一つの方法です。

「空き家管理事業者」の主な業務

- ① 外観の点検
- ② 家屋の通風
- ③ 水道の通水
- ④ 敷地内・家屋の清掃
- ⑤ 雨漏りの点検
- ⑥ 庭木の剪定
- ⑦ 除草
- ⑧ 家財等の処分
- ⑨ その他



※サービス内容や料金については、登録名簿をご覧ください。各事業者へお尋ねください。
※依頼内容や料金については、所有者等と事業者で協議の上決定してください。
※市では、特定の事業者の斡旋や紹介、契約内容等については一切関与いたしません。

広 告

木製建具 家具 製造

株式会社 木 建

MOKKEN

八代市千丁町太牟田2291-1
TEL 0965-37-7575
FAX 0965-37-7588
E-mail: bwa49560@nifty.com

職人がつくる木と土の家

Mad wall house work shop

土壁の家工房

一級建築士事務所 有限会社 田口技建
(0965) 52-7030
熊本県八代市鏡町鏡1159-32
<http://www.tsuchikabenoie.com>

空き家を管理できない場合には

空き家の売却、賃貸または解体を検討しよう。

今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸または解体などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めの対応をお願いします。



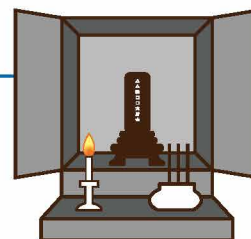
売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



売却・賃貸の検討

不動産業者や八代市に相談しよう。

●売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

●賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。

●空き家バンク

八代市が移住・定住者向けに行っている空き家バンクの登録を検討してみましょう。



売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



— 廣 告 —

将来に向けた事業提案
不動産

株式会社 **フロンティア事業企画**

不動産事業全般

（株）トヨタ地建 創業者
代表取締役 豊岡幸夫

お気軽に御相談下さい。

TEL 0965-34-9888

熊本県八代市豊原下町4180番地5 Mail:toyooka@frontier-plan.co.jp



🏠 売却のメリット・デメリット

メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が必要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避



デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性



🏠 賃貸のメリット・デメリット

メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる



デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる



🏠 解体のメリット・デメリット

メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が必要



デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある



相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



空き家や空き地を譲渡した場合の税制優遇

① 空き家の譲渡所得の3,000万円控除 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00312829/index.html>

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が控除されます。

特例措置適用期間 平成28年4月1日～令和5年12月31日まで

※税務署で控除の申告をする前に、「被相続人居住用家屋等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の住宅課になります。

② 低未利用土地等の譲渡所得の100万円控除 <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00312830/index.html>

空き家や空き地、空き店舗などの属する土地で500万円を超えない範囲の価格で売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から100万円が控除されます。

特例措置適用期間 令和2年7月1日～令和7年12月31日まで

※税務署で控除の申告をする前に、「低未利用土地等確認書」の申請が必要です。

申請の窓口は、市役所の住宅課になります。

空き家に関する相談窓口 P6参照



広告

空き家 譲渡時の税制優遇
空き地 を受ける際に必須書類となる

被相続人居住用家屋等確認書

低未利用土地等確認書

代行取得致します!!

空き家を放置すると火災・倒壊・害虫・治安悪化等の
トラブルが発生し、所有者の負担となってしまいます。
そうなる前に、まずはお問い合わせ下さい。

TEL 080-5247-2502

宅地建物取引業 免許証番号 熊本県知事 (3) 第 4923 号

不動産の(株)オフィスとびなが
行政書士飛永真由美事務所

売る？貸す？

ヒントはこちら

空家のことお気軽にご相談ください。

にしぎき不動産

0965-32-6003

八代市の空き家対策事業について

住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。

空き家バンクの仕組み



登録について

- ・登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- ・登録には申込みが必要

登録するメリットは？

- ・不要物の撤去・改修工事等・引っ越し(市外の方)の補助が受けられます。(条件あり)
- ・全国版空き家バンク等で全国に発信します。

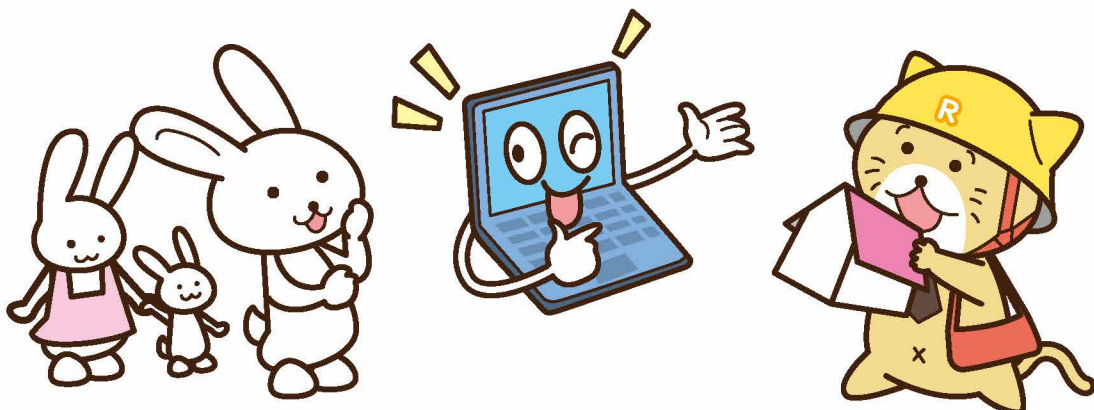
どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・住宅として使用していた家
- ・大規模な改修が不要な家



◀八代市空き家バンク

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00319507/index.html>



各種補助金について

補助金については、それぞれ利用条件がありますので、詳細について事前に担当課へお問い合わせください。

- **八代市老朽危険空き家等除却促進事業**
老朽化した危険な空き家の解体工事を行う方に費用の一部を補助します。

【対象の住宅】

倒壊や外装材の落下等で近隣に危険を及ぼす恐れのある建物で、市の事前調査を受けて、老朽危険度の判定基準を満たした住宅及び兼用住宅(店舗、倉庫、貸家等は対象外)。

【利用できる方】

- ・空き家の所有者、相続人、管理者
- ・空き家の建立する土地の所有者、相続人、管理者

【補助金の額】

解体工事費の1/2程度(上限60万円)

- **八代市空き家バンク活用促進事業補助金**

物件を登録された場合、利用登録者が売買及び賃貸契約を締結した場合に補助金が利用できます。

- ①不要物の撤去(補助率1/2 上限5万円)
- ②改修工事等(補助率1/2 上限40万円)
- ③引っ越し(補助率1/2 上限5万円、市外利用者のみ)

お問い合わせ先

住宅課 ☎0965-33-4122

- **八代市戸建木造住宅耐震化支援事業 等**
耐震性のない戸建ての木造住宅の耐震化等に対して費用の一部を補助します。

【対象の住宅】

共通要件及び事業別の要件を満たす住宅。

【利用できる方】

住宅の所有者、相続人

【補助内容】※主な補助事業

耐震診断士派遣、耐震改修設計工事、耐震建替工事、耐震シェルター工事

【補助金の額】

事業別に異なりますので建築指導課へお問い合わせください。

- **八代市危険ブロック塀等除却促進事業**

道路等に面した危険なブロック塀等の除却工事を行う方に対して費用の一部を補助します。

お問い合わせ先

建築指導課 ☎0965-33-4750



我が家の「終活」について考えよう

わたしの基本情報

記入日

年

月

日

フリガナ

名 前

生年月日

明治

大正

昭和

平成

年

月

日

住 所

〒

都・道
府・県市・区
郡

本 籍

〒

都・道
府・県市・区
郡

電話番号

(

)

-

携帯電話番号

(

)

-

メールアドレス

パソコン

@

携帯電話

@

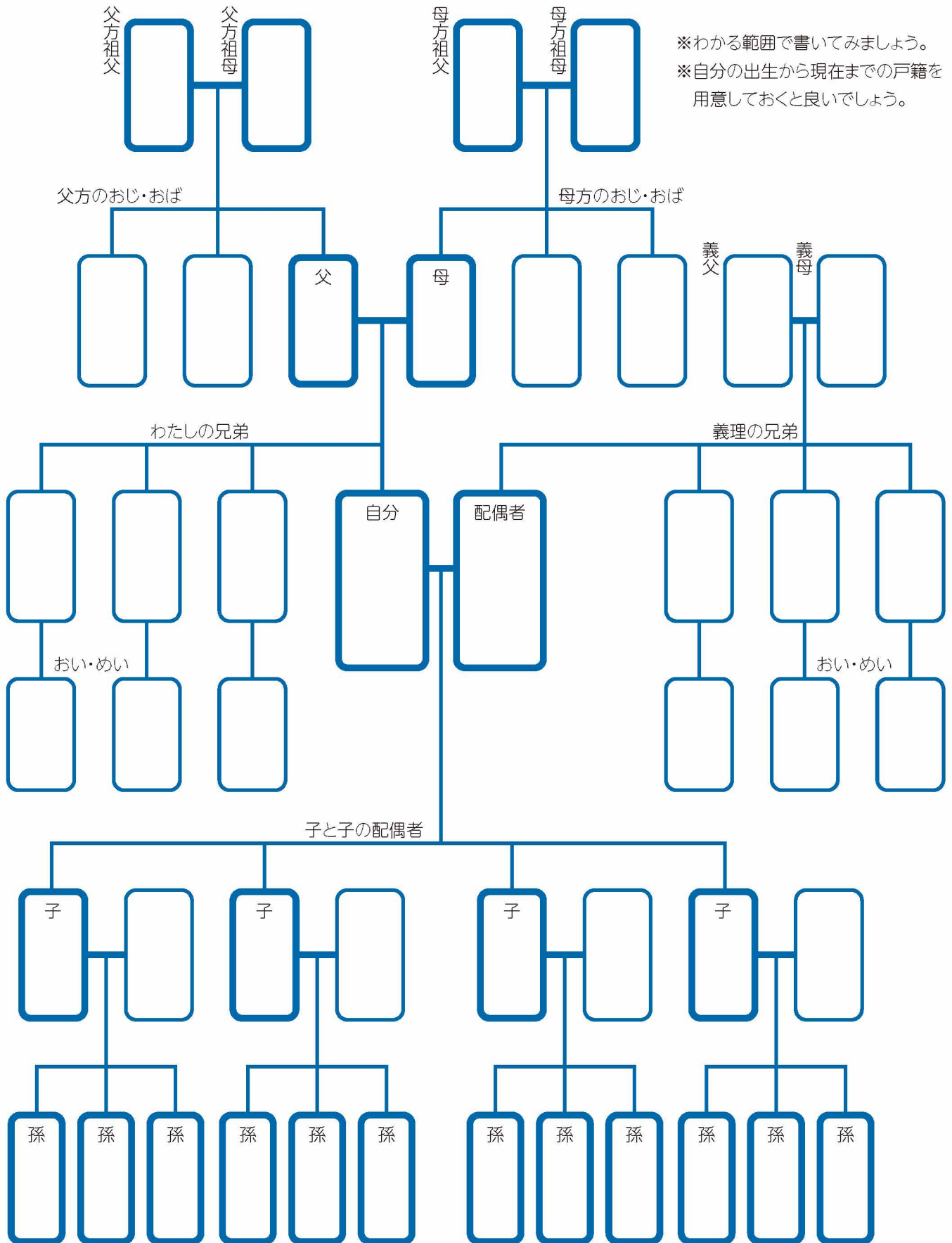
メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



私の家系図

以下の図にあてはめて家系図を作成してみましょう。



※わかる範囲で書いてみましょう。
※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。



不動産について

あなたが所有(管理)している不動産を記入してみましょう。

◆建物について

所在地	家屋番号	名義人	現在の管理者	メモ欄
(記載例) 八代市〇〇町△△番地	△□番	八代 太郎	八代 一郎	

◆土地について

所在地	地番	名義人	現在の管理者	メモ欄
(記載例) 八代市〇〇町△△番地	△□番	八代 太郎	八代 一郎	



八代市
空き家対策

